

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 29 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県甲州市塩山上栗生野1076
氏 名 岩 波 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 岩 波 宏 彰
電 話 番 号 0553-32-1177

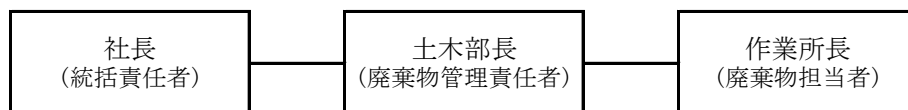
山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他
その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩波建設株式会社
事業場の所在地	山梨県甲州市塩山上栗生野1076
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 2億円
③ 従業員数	12人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・コンクリート塊、アスファルト塊 再生利用業者へ委託→原料として再資源化 ・木屑 処理業者へ委託処分 (発生源) → (廃棄物) → (処理・処分) 工事現場 → Co塊・As塊・木屑 → 中間処理・再利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



役割

統括責任者 : 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認

廃棄物管理責任者 : 処理業者・再生利用業者の調査、選定、社員・関連各社に対する教育と啓発

廃棄物担当者 : 廃棄物処理計画の作成、廃棄物管理状況の把握と改善策の検討、産業廃棄物管理票の交付・管理、監督官庁への各種報告、その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・アスファルト塊	木屑
	排出量	450.00 t	130.00 t
	(これまでに実施した取組)		
	現地で発生したものを有効利用し、作業所内で再利用方法の工夫を各作業所に徹底させ、発生量の抑制をしてきました。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・アスファルト塊	木屑
	排出量	400.00 t	100.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
	現地で発生したものを有効利用し、作業所内で再利用方法の工夫を各作業所に徹底させると共に、工法の見直しや余剰資材搬入の減少などを行い、発生量の抑制に努めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) Co, As塊に他の廃棄物が混入しないようにしています。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組を継続していきます。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
	実施なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入に関する事項				
① 現状	【前年度(5 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)			
	実施なし			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
	実施予定なし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度(5 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート・アスファルト塊		木屑
	全処理委託量	450.00 t		130.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	450.00 t		130.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
	現地で発生したものを有効利用し、作業所内で再利用方法の工夫を各作業所に徹底させ、発生量の抑制をしてきました。 また、再生利用可能なものは再生利用業者へ委託しています。			

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・アスファルト塊	木屑
	全処理委託量	400.00 t	100.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	400.00 t	100.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現地で発生したものを有効利用し、作業所内で再利用方法の工夫を各作業所に徹底させると共に、工法の見直しを行い、発生量の抑制に努めます。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業」に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度実績)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入する他、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙に添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標に欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。またそれぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。